

平成26年（行ウ）第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外

被告 福島県外7名

準備書面 (13)

平成30年 1月10日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



原告準備書面（43）に対して

はじめに

原告の原告準備書面（43）は、「原告準備書面（33）—いわゆる経過観察問題について—に対する被告福島県の回答である準備書面（10）及び前回期日のやりとりを踏まえた原告主張及び再度の求釈明である」としているが、主張されている内容の多くは、福島県立医科大学甲状腺内分泌学講座鈴木眞一主任教授が研究責任者として実施している研究プロジェクトに関するものである。

福島県立医科大学は、正確には「公立大学法人福島県立医科大学」であり、被告福島県とは異なる独立の法人である。

また、上記研究プロジェクトの実施主体は、公立大学法人福島県立医科大学ではなく、鈴木眞一主任教授ら研究者のグループである。

原告準備書面（43）の主張は、以上の点を十分に理解していないものである。

第1 「第1 『悪性ないし悪性疑い』の症例に対する被告福島県の把握の現状について」
について

1 「1 はじめに」について

雑誌「科学」9月号の存在、同雑誌に訴外白石草の論考「見えない『小児甲状腺がん研究』の実態に迫る」が掲載されたとの点について認め、同論考の内容の真偽について不知。

2 「2 本研究プロジェクトの社会的使命、目的及び対象者の選定」について

原告らが「本研究プロジェクト」として主張する研究プロジェクトについて、その実施主体は鈴木眞一主任教授ら研究者のグループであり、被告福島県は関わりのないものである。訴外鈴木眞一主任教授らの研究プロジェクトの社会的使命、目的、対象者の選定等について、被告福島県としては不知である。

(1) 「(1) 本研究プロジェクトの社会的使命」について

不知。

(2) 「(2) 本研究プロジェクトの目的」について

「以上の記述から明らかなことは、未曾有の原発事故による未曾有の健康被害の発生という重要課題に直面して、福島県立医大の鈴木眞一教授らは《我々が福島県内で発生した小児甲状腺癌の DATA 集積を行い、その分子生物学的特性を明らかにすることは、低線量被ばく健康への影響の有無を知る上で、きわめて重要な知見となる》という自覚に立ち、その DATA 集積のためには《手術サンプルから、得られる genomicDNA および cDNA 等を一元的に保管・管理するシステムを構築し、情報を発信することは我々の社会的な使命と考えている》と、福島県立医大が一元的に保管・管理する「組織バンク」を構築すると明確に述べている点である。」との点について、前段の訴外鈴木眞一教授らの見解については不知、後段の「福島県立医大が一元的に保管・管理する「組織バンク」を構築すると明確に述べている」

との点について争う。

原告らは、甲C75号証研究報告書の「小児甲状腺腫瘍の組織バンクを構築する」との記載をもって、「福島県立医大が一元的に保管・管理する組織バンクを構築する」と主張するが、誤りである。

甲C75号証の研究成果報告書において、研究代表者である福島俊彦准教授は、「福島県立医大が（小児甲状腺腫瘍を）一元的に保管・管理する」と記載しているものではない。

甲C75号証に記載されている「組織バンク」とは、甲C75号証の研究のために研究者らが構築、保管、管理するものであり、福島県立医大が一元的に保管・管理するものではない。

その余について不知。

(3) 「(3) 本組織バンクの対象者の選定」について

「すなわち、福島県内で発生した小児甲状腺癌の DATA 集積のためには福島県立医大が一元的に保管・管理するシステムを構築する必要があり、この一元的な管理システムを実現するために、本組織バンクの対象となる対象者は、当施設すなわち福島県立医大に限らず協力施設で手術を行った甲状腺癌患者のうち同意を得られたものとし、さらに、もし従来の協力施設以外の施設で甲状腺癌患者の手術が行なわれる場合には、当該施設を新たな協力施設として追加申請して当該患者も対象者に含むこととして、福島県立医大が可能な限り、福島県内で発生した全ての小児甲状腺癌の DATA 集積を行なう体制を作ることにした。」との点について争う。

甲C73号証の2研究計画書5頁「8 対象者の選定」欄の記載について認めるが、これは甲C73号証の研究において協力施設（協力病院）の患者を対象とすることがありうることを記載しているものであり、「福島県立医大が可能な限り、福島県内で発生した全ての小児甲状腺癌の DATA 集積を行う体制を作る」と記載しているものではない。

甲C73号証の2研究計画書に記載されている「小児甲状腺腫瘍の組織バンク」とは、甲C73号証の研究のために研究者らが構築、保管、管理するものであり、福島県立医大が一元的に保管・管理するものではない。

その余について不知。

(4) 「(4) 一元的に管理する症例データベースの構築」について

「福島県立医大による本組織バンクの一元的な管理システムの実現は、言うまでもなく、18歳以下の甲状腺癌患者の症例データベースも福島県立医大により一元的な管理システムとして構築することを意味する。」との点について争う。

原告らが主張する「福島県立医大による本組織バンクの一元的な管理システムの実現」との点は、上記のとおり訴外鈴木眞一教授らの研究プロジェクトの内容と、公立大学法人福島県立医科大学の立場とを混同した誤ったものであり、これを前提とした立論は全く失当である。

さらに、原告らは、甲C75号証研究報告書の「腫瘍径、年齢、リンパ節転移の有無、病理組織学的所見などの情報を一元的に管理するデータベースを構築した」との記載をもって、福島県立医大が一元的に管理する症例データベースを構築したと主張するが、この点も同様に誤りである。

甲C75号証の研究成果報告書において、研究代表者である福島俊彦准教授は、「18歳以下の甲状腺癌患者の症例データベースも福島県立医大により一元的な管理システムとして構築する」と記載しているものではない。

甲C75号証に記載されている「一元的に管理するデータベース」は、甲C75号証の研究のために研究者らが構築、保管、管理するものであり、福島県立医大が一元的に保管・管理するものではない。

原告らは、「本症例データベースに登録された全ての『悪性ないし悪性疑い』の症例数を公表することは、福島県立医大にとって言うまでもなく《情報を発信することは我々の社会的な使命》の一環である」と主張するが、上記のとおり訴外鈴木眞一教授らの研究プロジェクトの内容と、公立大学法人福島県立医科大学の立場とを混同した誤ったものであり、これを前提とした立論は全く失当である。

「ここで注意すべきことは次の2つである。1点目は、・・・(中略)。2点目は・・・一元的に管理する本症例データベースの構築をめざす以上、当然のことである。」との点は、上記のとおり訴外鈴木眞一教授らの研究プロジェクトの内容と、公立大学法人福島県立医科大学の立場とを混同した誤ったものであり、これを前提

とした立論は全く失当である。

3 「3 小括」について

「福島県立医大は、福島県内で発生した18歳以下の甲状腺癌患者の情報を一元的に管理する本症例データベースを構築しており、従って、福島県は、福島県内で発生した18歳以下の甲状腺癌の『悪性ないし悪性疑い』の症例について、福島県立医大のみならず協力施設または協力施設以外の施設で手術した甲状腺癌患者の情報も把握しており・・・」との点について争う。

上述のとおり、同研究において構築されたデータベースは同研究者らにより構築され、管理されるものであって、公立大学法人福島県立医科大学により構築され、管理されるものではない。

さらに、原告らが「従って、福島県は、福島県内で発生した18歳以下の甲状腺癌の『悪性ないし悪性疑い』の症例について・・・把握しており・・・」とする点は、公立大学法人福島県立医科大学が、被告福島県と異なる独立の法人であることを全く考慮しない主張である。

要するに原告らの主張は、訴外鈴木眞一教授らの研究プロジェクトの内容と、公立大学法人福島県立医科大学の立場、さらには被告福島県の立場を全て混同して主張する誤ったものであり、失当である。

原告らは、「被告福島県は、『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例の数は把握していない」という主張は撤回すべきである」などと主張するが、上記のとおり訴外鈴木眞一教授らの研究プロジェクトの内容と、公立大学法人福島県立医科大学の立場とを混同した誤ったものであり、これを前提とした上記主張は全く失当である。

第2 「第2 症例数を把握する義務の有無について」について

1 「1 はじめに」について

「被告福島県には上記症例数（『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例数）を把握する義務がある」との点について争う。

2 「2 本件は規制権限の不行使の事例ではないこと」について

前段について争う。

後段について、原告ら代理人の意見を述べるだけであり、答弁の限りでない。

3 「3 民法の不作为不法行為の基本構造」について

原告ら代理人の意見を述べるだけであり、答弁の限りでない。

4 「4 不作为方法得行為の作成義務の発生の根拠」について

(1) 「(1) 作為義務発生の形式的根拠（法源）」について

原告ら代理人の意見を述べるだけであり、答弁の限りでない。

(2) 「(2) 作為義務発生の実質的根拠」について

原告ら代理人の意見を述べるだけであり、答弁の限りでない。

(3) 「(3) 本件への適用」について

県民健康調査の甲状腺検査の対象が原発事故当時福島県内に住む約38万人の18歳以下の子ども全員であることについて認める。

「被告福島県は放射能により本件子どもらの健康が侵害されないように、自己の事後的支配を行使して甲状腺癌の症例数などの本情報を本件子どもらと保護者に提供すべき作為義務を負う」との点について否認。

被告国の責任及び作為義務について論じる部分について、被告福島県として認否の限りでない。

「被告福島県は、県民健康調査の中で判明した甲状腺癌の症例数などの本情報を本件子どもらと保護者に提供すべき作為義務を負う国からの委託に基づいて、本情報を提供すべき作為義務を果す必要がある。」との点について否認。

5 「5 本件子どもらの知る権利に対応した国らの情報提供義務」について

「彼ら（本件子どもら）を放射能による健康被害から救済するために必要なあらゆる情報を彼らに提供することは、無条件に、本件子どもらに保障された『知る権利』であり、情報を保有する国、福島県らに課された無条件の義務である。」との点について否認。

6 「6 小括」について

全て争う。

原告らが主張する「被告福島県が県民健康調査の中で判明した甲状腺癌の症例数な

どの本情報を本件子どもらと保護者に提供すべき作為義務を負う」「その前提として、被告福島県に、『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例数を把握する義務がある」との点について争う。

原告らの主張する「被告福島県の作為義務」につき法的根拠はない。

「被告福島県は4年前から本症例データベースを構築しており、前記症例数も本症例データベースに登録済みであり、前記症例数を把握するという義務はしっかり履行している」との点について否認する。被告福島県が「本症例データベース」を構築したとの事実はなく、被告福島県が『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例数を把握している」との事実はない。

第3 「第3 求釈明」について

1 求釈明①について

被告福島県の回答は既に被告福島県準備書面10において主張したとおりである。

なお、被告福島県が現時点において『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例数を把握している」との事実はなく、被告福島県において本訴訟における求釈明に対する対応として今後調査し、明らかにすべきものではない。

2 求釈明②及び③について

「本研究計画書」は、被告福島県として関わりのないものであることから、求釈明に対応すべき理由はない。